

平成30年5月14日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

遺産分割協議書は自筆署名が必要か
— 手が震えて字が書けない時は? —

[1] 手が震えて署名が難しい

相続が発生し遺産の分け方を話し合いにより決定したら、「遺産分割協議書」を作成します。相続人全員の意思と決定事項を記載し、遺産の各人への移管や税務申告を行う為です。内容自体は印字しますが、末尾に各相続人が署名し実印を捺印するのが一般的です。相続人の中には、高齢で手が震える、手に怪我をしている等の理由で自筆署名が難しいことがあります。そんな時には、代筆や印字でも問題無いでしょうか。

[2] 代筆は極力避ける

本人の意思による代筆であれば、文書としては**有効**です。しかし、「自分のサインではないし、内容も知らない。」と後から無効を主張される可能性があります。文書としては有効でも、後々のトラブルの火種にならないよう 代筆はお勧めしません。

[3] 署名は要件ではないので、記名に代える

遺産分割協議書について、自筆署名は文書成立の要件とされていません。**記名+実印で法律文書として有効**です。署名が難しい場合は、氏名の部分も印字し実印を捺印すれば なんら問題ありません。しかし、特殊な事情の無い限り、自筆署名の方が無難ですし好ましいでしょう。各相続人が1部ずつ保管する為や、手続きを同時進行したい場合等 複数部作成することがあります。その場合には1部だけ自筆署名をして、その他のものは記名+実印にする方法を検討してはいかがでしょうか。